

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	タカタ株式会社
【英訳名】	Takata Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高田 重久
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー
【電話番号】	03-3582 - 9228
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経理財務本部長 野村 洋一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー
【電話番号】	03-3582-9228
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経理財務本部長 野村 洋一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 累計期間	第12期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成27年 4月1日 至平成27年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (百万円)	469,882	543,423	642,810
経常利益 (百万円)	27,766	29,369	40,657
親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 () (百万円)	32,482	2,519	29,558
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	17,985	3,251	26,522
純資産額 (百万円)	157,526	145,165	148,766
総資産額 (百万円)	490,050	468,124	475,435
1株当たり四半期純利益金額又 は1株当たり四半期(当期)純 損失金額 (円)	390.59	30.30	355.43
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.8	30.7	31.0

回次	第12期 第3四半期連結 会計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日	自平成27年 10月1日 至平成27年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	33.22	97.37

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第13期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第12期第3四半期連結累計期間及び第12期につきましては、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期純利益又は四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

下記に記載の内容を除き、当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生及び前事業年度に記載された事業等のリスクについての重要な変更はありません。変更点は下線で示しております。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであります。

また、下記事項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は原則として当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

製品の欠陥について

当企業グループは、安全に係る製品を取り扱っているという認識に基づき、品質第一主義を徹底し、製品品質の確保、及び品質保証体制の充実に努めております。

しかしながら、これらの製品について品質上の問題が発生し、大規模なリコール、製造物責任に関わる係争、関連法令に基づく調査、手続等が発生する可能性があります。当社では、製造物責任賠償については、保険に加入することにより、また、リコールや不具合対応としては引当金を計上することにより、将来の補償費用発生に備えておりますが、引当金の範囲内または当該保険の補償限度内で企業グループが負担する補償額を十分にカバーできるという保証はありません。このため、重大な品質上の問題の発生は、当企業グループの信用力の低下のみならず、補償等の発生により、当企業グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の米国子会社TK HOLDINGS INC. (TKH) が過去に製造したエアバッグ製品の一部に関して、自動車メーカーが市場措置（リコール、調査リコール）の届出を行っており、現在当社は、不具合の原因が特定されていないものにつき、自動車メーカーと調査中であります。また2015年5月18日（米国時間）に、TKHはNHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する4件の不具合情報報告書（Defect Information Report (DIR)）を提出するとともに、同日付で、NHTSAとの間で追加的な市場措置を実施すること等を内容とする同意指令（Consent Order）に合意しました（米国での追加的な市場措置に係るNHTSAとの合意）。

さらに、2016年1月25日（米国時間）、TKHはNHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する2件のDIRを提出いたしました。

上記市場措置及びそれに関連する米国及びカナダにおける複数の集団訴訟、米国の連邦大陪審からの召喚令状及び米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）からの特別命令につきましては、注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2 偶発債務（1）、（2）をご参照ください。

また、TKHは、2015年11月3日（米国時間）、NHTSAとの間で、タカタ製エアバッグに係る一連のリコール問題に関し、新たな同意指令（Consent Order）に合意しました。

本同意指令に基づいて、TKHは、1966年国家交通・自動車安全法の通知規定を満たさなかったことなどもあり、70百万米ドルの民事制裁金（第2四半期連結会計期間に特別損失に計上）を、2020年10月末までに6回に分けて支払うことに合意しております。また、2018年末までに乾燥剤を含まない相安定化硝酸アンモニウム（PSAN）を使用したタカタ製インフレータの製造販売を一定の計画に従って段階的に中止すること、PSANを使用したタカタ製インフレータの供給について乾燥剤の有無を問わず新規の契約を締結しないこと、その他各種の義務を負い又は取り組みを進め、当該義務に違反した場合には別途最大総額130百万米ドルの民事制裁金の支払いを行うことに合意しました。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧米では景気の回復基調が継続しましたが、ブラジル、ロシア等、原油・資源安の影響を受けた多くの新興国では景気が低迷しました。アジアでは、中国における景気減速に底入れの傾向が見えはじめたほか、ASEAN各国やインドでも内需を中心に底堅く推移しました。また、日本経済は、外需の増加による貢献を個人消費の低迷が相殺する形となり、総じて力強さを欠く状況が継続しました。

自動車産業におきましては、米国での自動車生産、販売が好調を維持し、欧州でも弱含みながらも堅調に推移しました。中国では景気減速に伴い生産台数が減少傾向にありましたが、10月から導入された小型車減税の効果で回復しつつあります。また、ブラジル、ロシア、インドネシア等の新興国では、自動車生産、販売の減少基調が継続し、日本でも自動車の生産、販売ともに減少が継続しました。

このような状況下、当企業グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、全地域で前年同期比で増収の5,434億23百万円（前年同期比15.7%増）となりました。営業利益は、日本、欧州では減益となりましたが、米州、アジアでの増益が寄与し、321億75百万円（前年同期比37.7%増）、経常利益は為替差損の影響もあり293億69百万円（前年同期比5.8%増）となりました。また、特別損失としてエアバッグ・リコール関連費用の追加計上、前四半

期にNHTSAへの民事制裁金等を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億19百万円（前年同期は324億82百万円の純損失）となりました。

セグメント別の業績に関しましては、以下の通りであります。

日本

日本におきましては、自動車生産台数の減少にも拘わらず、自動車メーカー向けに加え、グループ企業向け輸出も増加したことが寄与して、当社売上高は974億46百万円と前年同期比8.7%の増収になりました。一方、営業利益は増収にも拘らず、主にリコール対応関連費用の増加で、34億45百万円と前年同期比45.9%の減益になりました。

米州

米州におきましては、ブラジルで自動車生産、販売は減少したものの、米国では自動車生産、販売とも好調に推移しました。その結果、当社売上高は2,597億34百万円と前年同期比22.8%の増収になりました。営業利益は、米国での増収による増益、原材料費や労務費等の製造原価の削減が貢献し、129億65百万円と前年同期比227.9%の増益になりました。

欧州

欧州におきましては、ドイツを中心に主要各国で自動車生産が堅調に推移したこともあり、当社売上高は1,378億29百万円と前年同期比4.9%の増収になりました。一方、営業利益は増収による増益はあったものの、原材料費、一般管理費の増加等で15億37百万円と前年同期比24.3%の減益になりました。

アジア

アジアにおきましては、自動車生産が、インドネシアでこそ減少しましたが、中国で増加基調に転じ、その他の各国でも堅調に推移しました。その結果、売上高は1,382億72百万円と前年同期比13.3%の増収になりました。また、営業利益も主に増収により149億26百万円と前年同期比27.6%の増益になりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前期末と比べ73億10百万円減少し4,681億24百万円となりました。これは主に、現金及び預金が減少したことによる影響であります。

負債につきましては、前期末と比べ37億10百万円減少し3,229億58百万円となりました。これは主に、製品保証引当金が減少した一方で、買掛金及びその他固定負債が増加したことによる影響であります。

純資産につきましては、前期末と比べ36億円減少し1,451億65百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したものの、為替換算調整勘定が減少したことによる影響であります。

(3) 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業グループが対処すべき課題に関しましては、前期有価証券報告書上に記載しております内容に加えて、2016年1月25日（米国時間）のタカタ製インフレーターに関する2件のDIRで規定された市場措置を、影響を受ける自動車メーカーと協議の上、実施していくこととあります。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の実績は191億90百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	325,473,600
計	325,473,600

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,161,700	83,161,700	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	83,161,700	83,161,700	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	83,161,700	-	41,862	-	42,328

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 83,150,800	831,508	-
単元未満株式	普通株式 10,600	-	-
発行済株式総数	83,161,700	-	-
総株主の議決権	-	831,508	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が98株含まれています。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
タカタ株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー	300	-	300	0.0
計	-	300	-	300	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	69,125	60,751
受取手形及び売掛金	123,720	119,140
有価証券	7,243	4,809
たな卸資産	70,990	81,440
その他	46,006	43,634
貸倒引当金	3,561	3,654
流動資産合計	313,524	306,122
固定資産		
有形固定資産	114,141	116,173
無形固定資産	4,971	4,060
投資その他の資産	1 42,797	1 41,768
固定資産合計	161,910	162,002
資産合計	475,435	468,124
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,889	69,190
短期借入金	20,867	20,624
1年内返済予定の長期借入金	10,170	15,045
未払法人税等	5,630	5,494
製品保証引当金	75,244	64,007
その他	53,667	55,437
流動負債合計	232,470	229,800
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	25,271	19,323
繰延税金負債	19,462	19,503
退職給付に係る負債	15,252	16,047
役員退職慰労引当金	569	654
その他	3,641	7,628
固定負債合計	94,198	93,158
負債合計	326,669	322,958

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,862	41,862
資本剰余金	42,328	42,328
利益剰余金	67,508	70,027
自己株式	0	0
株主資本合計	151,697	154,217
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,368	7,320
繰延ヘッジ損益	1	5
為替換算調整勘定	7,289	12,284
退職給付に係る調整累計額	5,550	5,355
その他の包括利益累計額合計	4,473	10,324
非支配株主持分	1,542	1,273
純資産合計	148,766	145,165
負債純資産合計	475,435	468,124

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 3 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)
売上高	469,882	543,423
売上原価	394,879	450,791
売上総利益	75,002	92,631
販売費及び一般管理費	51,640	60,455
営業利益	23,362	32,175
営業外収益		
受取利息	424	497
受取配当金	336	371
為替差益	4,397	-
その他	781	773
営業外収益合計	5,941	1,641
営業外費用		
支払利息	781	773
為替差損	-	3,332
その他	756	341
営業外費用合計	1,537	4,447
経常利益	27,766	29,369
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1,397
固定資産売却益	-	356
特別利益合計	-	1,754
特別損失		
製品保証引当金繰入額	1 50,613	-
リコール関連損失	-	2 10,465
制裁金	-	3 8,521
和解金	2,314	3,496
事業再編損	182	130
投資有価証券売却損	-	120
特別損失合計	53,110	22,734
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	25,343	8,389
法人税等	7,125	5,677
四半期純利益又は四半期純損失 ()	32,469	2,711
非支配株主に帰属する四半期純利益	12	191
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	32,482	2,519

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	32,469	2,711
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	624	1,048
繰延ヘッジ損益	192	3
為替換算調整勘定	14,125	5,106
退職給付に係る調整額	72	195
その他の包括利益合計	14,484	5,962
四半期包括利益	17,985	3,251
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	18,249	3,331
非支配株主に係る四半期包括利益	264	80

【注記事項】

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
投資その他の資産	18百万円	18百万円

2 偶発債務

(1) 市場措置 (リコール、調査リコール)

当社の米国子会社TK HOLDINGS INC. (TKH) が過去に製造したエアバッグ製品の一部が市場措置の対象となったことを受け、当社は現時点で合理的な見積りが可能な範囲において、当企業グループの負担が見込まれる費用に関して製品保証引当金を見積り計上しております。見積り計上した金額以上の負担の有無及びその金額は、現在当社において精査中ですが、自動車メーカーと協議しながらその精査を進めているため、現時点で合理的に予測することはできません。

タカタ製エアバッグ製品の市場措置に関しましては、米国議会において平成26年11月及び12月に2度の公聴会が開催され、さらに、平成27年6月に2度の公聴会が開催されました。米国運輸省道路交通安全局 (NHTSA) が、当社、TKH及び自動車メーカーに対し、高温多湿の地域に限定していた調査リコールを拡大し、一定のエアバッグ製品について全米でのリコールをするよう要求したこと等により、自動車メーカーは、前連結会計年度第3四半期において、米国における調査リコールの対象地域を拡大する等の対応を行い、一部自動車メーカーは、米国外の一部地域でも、不具合の有無及びその原因を調査するための自主回収を実施しております。また、平成28年2月までに、さらに一部の自動車メーカーは日本及び米国等の地域において市場措置の対象を拡大しております。当企業グループはこれらの市場措置の対象拡大等に対し全面支援を行っております。なお、市場措置のうち調査リコールとは、製品の瑕疵の存在が確認されていないにもかかわらず、自動車メーカーが車両を自主回収し、無償で修理する予防的措置です。当該調査リコールの結果、当社製品の瑕疵が認められた場合には、当企業グループが調査リコール費用を一定割合負担する可能性があります。現時点では原因について調査中であり、当企業グループの負担金額を合理的に見積ることは困難であります。

[米国での追加的市場措置に係るNHTSAとの合意について]

当企業グループにおいては、TKHが主体となってNHTSAとの間でタカタ製エアバッグ製品に関わる問題についての対応を調整してまいりましたが、2015年5月18日 (米国時間) に、TKHはNHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する4件の不具合情報報告書 (Defect Information Report (DIR)) を提出するとともに、同日付で、NHTSAとの間で追加的な市場措置を実施すること等を内容とする同意指令 (Consent Order) に合意しました。上記4件のDIRでは、特定の運転席側及び助手席側のインフレーターについて、NHTSAの監督のもと、自動車メーカーによる市場措置を拡大することが想定されています。またDIRでは、これまでの調査結果とそれに関する当社の現在の理解として、インフレーターが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のばらつき等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレーターが想定外の強い内圧を受けて破損する可能性があることが説明されています。TKHは本同意指令に基づき、1966年国家交通・自動車安全法 (National Traffic and Motor Vehicle Safety Act of 1966) 及び本同意指令の目的を達成するために、影響を受ける自動車メーカーと協議のうえ、TKHが独自に、また影響を受ける自動車メーカーと共同で講じる取り組みの概要を示した計画をNHTSAに提出しました。

さらに、TKHは、2016年1月25日 (米国時間)、NHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する2件のDIRを提出いたしました。上記2件のDIRでは、特定の運転席側のインフレーター (乾燥剤なし) を搭載したエアバッグについて、NHTSAの監督のもと、自動車メーカーによる市場措置を2014年モデルの車まで適用することが規定され、また、2014年モデル以降の車に関しましても今後の調査の結果によっては、同様の市場措置を取る可能性があることが示唆されています。これらのDIRにおきましても、これまでの調査結果とそれに関する当社の現在の理解として、インフレーターが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のばらつき等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレーターが想定外の強い内圧を受けて破損する可能性があることが説明されています。

当社及びTKHは、今後もNHTSA及び自動車メーカーと全面的に協力し、交換用インフレータの増産及び他社からの調達を早急に進めて、速やかに対象車両のインフレータを交換することにより、ユーザーの皆様の安全確保を最優先に予防的措置を取ってまいります。また、引き続き根本的原因の特定に向けて必要とされる措置を取ってまいります。なお、当該市場措置関連費用の負担割合及び当企業グループの負担金額は、現時点で合理的に見積ることは困難であります。

市場措置に関する今後の展開によっては、当企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) エアバッグ製品に関連する訴訟等

タカタ製エアバッグ製品に関連して、当社及び当社の米国子会社に対して、複数の訴訟が集団訴訟として提起されていましたが、連邦裁判所に集団訴訟として提起された訴訟は、連邦広域係属訴訟の統一的な審理前手続を行うために、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に移送され、平成27年4月30日に、当社及び当社の米国子会社に対して、修正統合集団訴訟訴状が提出されました。また、カナダにおいては、当社及び当社の米国子会社に対して、総額24億カナダドル以上の損害賠償及び懲罰的損害賠償等を求めて集団訴訟として提起された訴訟を含む複数の訴訟が提起されております。さらに、当社の米国子会社は、米国連邦地方裁判所の連邦大陪審からエアバッグ製品に関する書類を提出することを求める召喚令状を受領し、また、米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）からも、関連する書類を提出することを求める複数の特別命令及び一般命令を受領しました。現時点では、これらの訴訟等に関連した損害賠償、民事制裁金以外の罰金等の発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であります。しかし、これらタカタ製エアバッグ製品に関連する訴訟等の今後の展開によっては、当企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 米国反トラスト法関連

当社は米国反トラスト法に違反したとして米国司法省との間で締結した司法取引契約に関連した罰金を、平成26年3月期に特別損失として計上しております。また、当社及び当社米国子会社は、米国及びカナダにおいて集団訴訟を提起されております。これらに関連した損害賠償請求については、現時点では損害賠償等の発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であります。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 当企業グループが過去に製造した製品の一部に関して、自動車メーカーが市場措置の届出を行ったことに伴い、製品保証引当金繰入額を計上しております。なお、当企業グループの負担見込額につきましては、市場措置の実行予測に応じて、現時点で合理的な見積りが可能な範囲における見積り額を計上しております。
- 2 当社の米国子会社が過去に製造したエアバッグ製品の一部に関する市場措置に関連する訴訟への対応費用等を計上しております。
- 3 制裁金は、当社の米国子会社と米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）との間で合意した同意指令（Consent Order）に関する民事制裁金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	13,468百万円	15,773百万円
のれんの償却額	379	409

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5 月22日 取締役会	普通株式	1,247	15	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月 9 日	利益剰余金

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	56,136	197,760	121,499	94,485	469,882	-	469,882
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33,496	13,747	9,858	27,593	84,696	84,696	-
計	89,632	211,507	131,358	122,078	554,578	84,696	469,882
セグメント利益	6,373	3,953	2,031	11,698	24,057	695	23,362

(注) 1. セグメント利益(営業利益)の調整額 695百万円には、セグメント間取引消去 640百万円、及びのれん償却 54百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	57,900	243,089	127,780	114,653	543,423	-	543,423
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	39,546	16,645	10,049	23,619	89,861	89,861	-
計	97,446	259,734	137,829	138,272	633,284	89,861	543,423
セグメント利益	3,445	12,965	1,537	14,926	32,875	699	32,175

(注) 1. セグメント利益(営業利益)の調整額 699百万円には、セグメント間取引消去 645百万円、及びのれん償却 54百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期 純損失金額 ()	390円59銭	30円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親 会社株主に帰属する四半期純損失金額 () (百万円)	32,482	2,519
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損 失金額 () (百万円)	32,482	2,519
普通株式の期中平均株式数 (千株)	83,161	83,161

(注) 当第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月12日

タカタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 功樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松村 信 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタカタ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タカタ株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2 偶発債務（1）市場措置（リコール、調査リコール）」に記載されているとおり、会社の米国子会社TK Holdings Inc.（TKH）が過去に製造したエアバッグ製品の一部が市場措置の対象となったことを受け、会社は現時点で合理的な見積りが可能な範囲において、負担が見込まれる費用に関して製品保証引当金を見積り計上している。見積り計上した金額以上の負担の有無及びその金額は、現在会社において精査中だが、自動車メーカーと協議しながらその精査を進めているため、現時点で合理的に予測することはできない。

タカタ製エアバッグ製品の市場措置に関しては、米国議会において平成26年11月及び12月に2度の公聴会が開催され、さらに、平成27年6月に2度の公聴会が開催された。米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）が、会社、TKH及び自動車メーカーに対し、高温多湿の地域に限定していた調査リコールを拡大し、一定のエアバッグ製品について全米でのリコールを要求したこと等により、自動車メーカーは、前連結会計年度第3四半期において、米国における調査リコールの対象地域を拡大する等の対応を行い、一部自動車メーカーは、米国外の一部地域でも、不具合の有無及びその原因を調査するための自主回収を実施している。また、平成28年2月までに、さらに一部の自動車メーカーは日本及び米国等の地域において市場措置の対象を拡大している。会社はこれらの市場措置の対象拡大等に対し全面支援を行っている。なお、市場措置のうち調査リコールとは、製品の瑕疵の存在が確認されていないにもかかわらず、自動車メーカーが車両を自主回収し、無償で修理する予防的措置である。当該調査リコールの結果、会社製品の瑕疵が認められた場合には、会社が調査リコール費用を一定割合負担する可能性があるが、現時点では原因について調査中であり、会社の負担金額を合理的に見積ることは困難である。

また、[米国での追加的市場措置に係るNHTSAとの合意について]に記載されているとおり、TKHが主体となってNHTSAとの間でタカタ製エアバッグ製品に関わる問題についての対応を調整してきたが、2015年5月18日（米国時間）に、TKH

はNHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する4件の不具合情報報告書（Defect Information Report (DIR)）を提出するとともに、同日付で、NHTSAとの間で追加的な市場措置を実施すること等を内容とする同意指令（Consent Order）に合意した。上記4件のDIRでは、特定の運転席側及び助手席側のインフレーターについて、NHTSAの監督のもと、自動車メーカーによる市場措置を拡大することが想定されている。またDIRでは、これまでの調査結果とそれに関する会社の現在の理解として、インフレーターが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のばらつき等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレーターが想定外の強い内圧を受けて破損する可能性があることが説明されている。TKHは本同意指令に基づき、1966年国家交通・自動車安全法（National Traffic and Motor Vehicle Safety Act of 1966）及び本同意指令の目的を達成するために、影響を受ける自動車メーカーと協議のうえ、TKHが独自に、また影響を受ける自動車メーカーと共同で講じる取り組みの概要を示した計画をNHTSAに提出した。

さらに、TKHは、2016年1月25日（米国時間）、NHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する2件のDIRを提出した。上記2件のDIRでは、特定の運転席側のインフレーター（乾燥剤なし）を搭載したエアバッグについて、NHTSAの監督のもと、自動車メーカーによる市場措置を2014年モデルの車まで適用することが規定され、また、2014年モデル以降の車に関しても今後の調査の結果によっては、同様の市場措置を取る可能性があることが示唆されている。これらのDIRにおいても、これまでの調査結果とそれに関する会社の現在の理解として、インフレーターが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のばらつき等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレーターが想定外の強い内圧を受けて破損する可能性があることが説明されている。

会社及びTKHは、今後もNHTSA及び自動車メーカーと全面的に協力し、交換用インフレータの増産及び他社からの調達を早急に進めて、速やかに対象車両のインフレーターを交換することにより、ユーザーの皆様の安全確保を最優先に予防的措置を取る方針である。また、引き続き根本的原因の特定に向けて必要とされる措置を取る方針である。なお、当該市場措置関連費用の負担割合及び会社の負担金額は、現時点で合理的に見積ることは困難である。

市場措置に関する今後の展開によっては、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 「注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2 偶発債務（2）エアバッグ製品に関連する訴訟等」に記載されているとおり、タカタ製エアバッグ製品に関連して、会社及び会社の米国子会社に対して、複数の訴訟が集団訴訟として提起されていたが、連邦裁判所に集団訴訟として提起された訴訟は、連邦広域係属訴訟の統一的な審理前手続を行うために、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に移送され、平成27年4月30日に、会社及び会社の米国子会社に対して、修正統合集団訴訟訴状が提出された。また、カナダにおいては、会社及び会社の米国子会社に対して、総額24億カナダドル以上の損害賠償及び懲罰的損害賠償等を求めて集団訴訟として提起された訴訟を含む複数の訴訟が提起されている。さらに、会社の米国子会社は、米国連邦地方裁判所の連邦大陪審からエアバッグ製品に関する書類を提出することを求める召喚令状を受領し、また、米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）からも、関連する書類を提出することを求める複数の特別命令及び一般命令を受領した。現時点では、これらの訴訟等に関連した損害賠償、民事制裁金以外の罰金等の発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であるが、これらタカタ製エアバッグ製品に関連する訴訟等の今後の展開によっては、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

注）1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。